

犯罪の被害にあうと・・・

殺人、傷害、性犯罪などの被害にあうと、様々な問題が起こり、どう対処したらよいかわからなくなります。

被害にあわれた方は、犯罪という一次被害にあわれたうえ、周囲とのかかわりのなかで、さらに傷つけられてしまう二次被害にも苦しめられます。

心身の不調

- ・感情や感覚のマヒ
- ・恐怖や怒り、不安や自分を責める気持ち
- ・事件のフラッシュバックなど

日常生活上の困難

- ・家事や仕事手がつかなくなる、家に引きこもりがちになる
- ・自宅や近所で被害にあった場合、転居せざるをえなくなる
- ・家庭内のいさかいなど

経済的な困難

- ・医療費や弁護士費用等の多額の出費
- ・休職や失業により収入が途絶えるなど

周囲の人の言動による傷つき

- ・周囲の人からの興味本位な質問
- ・心情に沿わない安易な励ましやなぐさめ
- ・配慮にかけるマスコミの取材や報道など

捜査・裁判に伴う様々な負担

- ・初めての事ばかりで心細い
- ・同じことを何度も説明しなくてはいけない
- ・法律の専門用語がわからないなど



その他の相談窓口

■警察の相談窓口
各警察署 住民相談係

■法律相談などの相談窓口
法テラス神奈川
☎0570-078308
(IP電話からは050-3383-5360)
月～金曜日 9:00～17:00

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル
☎0570-079714
(IP電話からは03-6745-5601)
月～金曜日 9:00～21:00
土曜日 9:00～17:00

神奈川県弁護士会
犯罪被害者支援センター
☎045-211-7724
火・金曜日 13:00～16:00

■性犯罪被害者専用窓口
かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター
「かならいん」
どなたでも(性別等は問いません)
☎ #8891(全国共通番号)または
☎045-322-7379
24時間365日

男性及びLGBTs被害者のための
専門相談ダイヤル
☎045-548-5666
毎週火曜日 16:00～20:00
(祝日、年末年始を除く)

ハートライン神奈川
☎045-328-3725
月～金曜日 10:00～16:00

■市町村における総合的対応窓口

市町村名	総合的対応窓口	電 話
横浜市	人権課	045-671-3117
川崎市	地域安全推進課	044-200-2305
相模原市	交通・地域安全課	042-769-8229
横須賀市	地域安全課	046-822-9707
平塚市	市民情報・相談課	0463-21-8764
鎌倉市	地域共生課くらしと福祉の相談窓口	0467-61-3864
藤沢市	市民相談情報課	0466-50-3568
小田原市	地域安全課	0465-33-1775
茅ヶ崎市	市民相談課	0467-82-1111(内線)1262
逗子市	市民協働課	046-873-1111(内線)268
三浦市	市民協働課	046-882-1111(内線)315
秦野市	市民相談人権課	0463-82-5128
厚木市	セーフコミュニティくらし安全課	046-225-2148
大和市	市民相談課	046-260-7970
伊勢原市	人権・広聴相談課	0463-94-4717
海老名市	市民相談課	046-292-0880
座間市	広聴人権課	046-252-8146
南足柄市	秘書広報課	0465-73-8004
綾瀬市	危機管理課	0467-70-5641
葉山町	町民健康課戸籍相談係	046-876-1111(内線)205
寒川町	町民窓口課相談・人権担当	0467-74-1111(内線)474
大磯町	町民課	0463-61-4100(内線)237
二宮町	地域政策課	0463-71-3313
中井町	地域防災課	0465-81-1110
大井町	防災安全課	0465-85-5002
松田町	総務課安全防災担当室	0465-84-5540
山北町	総務防災課	0465-75-3643
開成町	防災安全課	0465-84-0326
箱根町	総務防災課町民係	0460-85-7160
真鶴町	総務防災課防災係	0465-68-1131(内線)324
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111(内線)234
愛川町	住民課交通防犯班	046-285-6937
清川村	総務課	046-288-1212

●このリーフレットの記載内容についてのお問い合わせは、
神奈川県くらし安全交通課横浜駐在事務所 ☎045-312-1121(内線 3431)
(令和3年発行)

ひとりで悩んでいるあなたへ

ご相談ください

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」です

かながわ犯罪被害者サポートステーション

☎ 045-311-4727

月～土曜日 9:00～17:00

(祝日、年末年始は除く)

かながわ サポートステーション

検索



知ってください 二次被害について

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛、身体の不調等の二次被害を受けることも少なくありません。

二次被害により、近隣、職場、学校などから距離を置き、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあります。

被害者やその家族に接するときは、いつもどおり自然に接してください。

被害者の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止め、決め付けたりしない。

NG! WORD 「あなたは、強いから大丈夫ですよ」などと言う。

安易な約束や励まし、なぐさめはしない。

NG! WORD 「前向きに生きましょう」などと言う。

被害の状況を人と比べたり、自責の念を助長させない。

NG! WORD 「まだ命が助かっただけでもよかったと思わないといけないですね」「あのときこうしてあげればよかったのではないですか?」などと言う。

無責任なうわさ話やインターネットの書き込みはしない。

できるところからサポートしませんか

家事を手伝う、話し相手になる。

→ 感情を否定せずにゆっくり話をきいてください。秘密は守りましょう。

犯罪被害者支援理解促進講座を開催する。

→ 神奈川県くらし安全交通課横浜駐在事務所にお問い合わせください。無料で講師を派遣します。

犯罪被害者支援ボランティアとして活動する。

→ キャンペーンの普及啓発活動に参加する。
→ 犯罪被害者支援ボランティア養成講座を受講する。
→ 相談員として活動する。

ひとりで悩まず、
まずは
お電話ください

犯罪の被害にあわれた方へ

かながわ犯罪被害者 サポートステーション

電話相談（無料※）

045-311-4727

月～土曜日 9:00～17:00

（祝日、年末年始は除く）※電話料金はかかりません。

電話相談



殺人や傷害、性犯罪等により心身に被害を受けた方やその家族を対象とした各種支援の提供を行っています。



その他、
助言、情報提供
他の支援機関の紹介も



Q1 被害にあいました。 どうしたらよいのかわかりません。

A まずは、かながわ犯罪被害者サポートステーションにお電話ください。お話を伺いたううえで、どうしたらよいか一緒に考えましょう。

Q2 かながわ犯罪被害者サポートステーションでは、どのような人が、法律相談や付添いなどの支援を受けられるのですか？

A 神奈川県内に在住の方で、主に、殺人や傷害、性犯罪などにより心身に被害を受けた方を対象としています。

かながわ犯罪被害者サポートステーションの各種支援

法律相談

犯罪被害者等支援に精通した県弁護士会所属の弁護士による法律相談を実施します。

検察庁や裁判所等への付添い

NPO法人神奈川被害者支援センターの支援員が、検察庁や刑事裁判などへの付添いを行います。

カウンセリング

犯罪により受けた心の傷の回復のため、臨床心理士によるカウンセリングを実施します。

住宅の確保への支援

転居を余儀なくされた方を対象に、県営住宅の一時使用の提供や、民間賃貸住宅物件の情報提供を行います。

生活資金の貸付

医療費などの不測の経費についての貸付を行います。

緊急避難場所の提供

被害直後の緊急避難場所として、宿泊場所（ホテル等）を提供します。

※支援は、支援ごとに条件がありますので、まず、サポートステーションにご相談ください。

Q3 秘密は守られますか？

A 相談員、スタッフは守秘義務を有しています。相談内容及び相談者の秘密は守られますので、安心してご相談ください。また、相談は匿名でもお受けしております。

Q4 支援を受ける場合の費用を教えてください。

A 支援は無料です。サポートステーションの無料の法律相談を受けた後、担当弁護士に引き続き依頼をされる場合は、費用がかかります（弁護士費用等の援助を受けられる場合があります）。